

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 梅 本 友 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成26年4月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月1日～平成26年4月3日） 平成26年3月1日～同年4月3日 レスター大学にて講義等の受講 同年3月7日 レスター大学にて欧州・国際法センター特別講演の聴講 同月12, 28日 レスター治安判事裁判所(Magistrates' Court)訪問 同月17～19日 精神保健審判(Mental Health Tribunal)傍聴		
キーワード欄		
・ レスター大学にて講義の受講		
・ レスター大学にて学期内語学コースの受講		
・ レスター大学にて欧州・国際法センター主催の特別講演の聴講		
・ 裁判傍聴		
・ 精神保健審判傍聴		
・ 司法統計調査の遂行		

平成26年4月3日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（英国・レスター大学）

東京地方裁判所判事補 梅 本 友 美

報 告 書 簡 （第5回）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年3月1日から平成26年4月3日までのレスターでの研究及び生活状況等についてご報告いたします。

1 大学の授業等

（1）講義等の受講

先月に引き続き、証拠法、刑事裁判制度の講義を受講しました。証拠法では、伝聞証拠、専門家証拠の法規制を、刑事裁判制度では、検察庁、治安判事裁判所、クラウンコートに関する司法手続を扱いました。

授業で取り上げられた論点のうち、興味深かったもののひとつは、陪審員によるインターネットの不適切な利用に関する問題です。英国では、近年、陪審員が、インターネットで独自に調査を行い、その結果を評議に持ち込んで有罪評決がなされたり、フェイスブックを通じて審理中に被告人関係者と連絡をとったりしたなどの事例が明らかになっており、中には、法廷侮辱罪が適用され、陪審員に禁錮刑が課された例もあります。インターネットの不適切な利用が深刻化する中で、その対応策については様々な議論がなされており、裁判官から陪審員に対し外部調査禁止の警告を徹底すれば足り、陪審員の良識を信頼すべきであるという古典的見解や、陪審員に対し評決に至った理由を説明させるべきであるという抜本的な制度改革論なども見られますが、昨年、ローコミッシ

ヨンは、陪審員による外部調査行為を対象とする新たな犯罪類型を制定することが望ましいとの勧告を公表しました。高度情報化社会を迎え、誰もがインターネットの有用性と利便性を享受し得る現代において、司法制度の適正な運用を担保するためにいかなる対策を講ずべきか、示唆に富む問題であると感じました。

(2) 学期内語学コースの受講

先月に引き続き、スピーキングクラスを受講しました。授業では、学術英語のみならず、日常生活で使われる口語表現も取り上げられ、ロールプレイング等を通して実践的な練習を行いました。

(3) 特別講演の聴講

3月7日、レスター大学欧州・国際法センター(Centre for European Law and Internationalisation)主催の特別講演が行われ、私も聴講させていただきました。法学部名誉教授を務められている、国際刑事裁判所(International Criminal Court) [redacted] を講演者としてお迎えし、「国際刑事・人道法の文法—過去、現在、未来」という題目で、国際刑事・人道法の発展過程、特に、国際刑事裁判所設立の経緯やその意義、また、同裁判所を取り巻く環境や現状の課題、今後の展望等についてお話をいただきました。質疑応答も含め、非常に充実した内容の講演であり、国際刑事・人道法の基本概念や国際刑事裁判所の機能等について、理解を深めることができました。

また、講演前には [redacted] と大学関係者との懇親昼食会が催され、主催教授のご厚意で私もこの席に招待いただきました。昼食会では、 [redacted] とお話しさせていただく機会もあり、国際刑事裁判所への訪問を計画している旨お伝えしたところ、ご親切にも個人的な連絡先を教えてください、ご都合が合えば個別の面談にも応じてくださるとおっしゃってくださいました。

2 レスター治安判事裁判所(Magistrates' Court)訪問

[redacted] からご紹介を受け、3月12日及び

28日の二日間、レスター治安判事裁判所の[]を訪問し、同判事ご担当の刑事裁判（被告人の初出頭期日、略式裁判による審理期日、判決期日等）を傍聴しました。略式裁判の審理は、極めて迅速に行われ、例えば、共同被告人2名の否認事件であっても、わずか半日のうちに、証人3名の尋問を行い、被告人1名の質問を実施し、論告・弁論の後、直ちに無罪の判決が言い渡されるなど、速やかな手続進行には目を見張るものがありました。

3 精神保健審判(Mental Health Tribunal)傍聴

かつて東京地裁の医療観察集中部に在籍していた経験から、英国の精神保健審判に興味を持っており、[]に傍聴の調整をお願いしていたのですが、同判事の御計らいで、3月17日から19日までの三日間、本来は非公開で行われる精神保健審判の審問手続(hearing)を傍聴させていただく機会を得ました。

今回傍聴させていただいた3件の審判は、全て強制入院中の患者から申し立てられたもので、2件が退院(discharge)を求めるもの、1件が中等度保安病棟への転院勧告を求めるものでした。審判は、裁判官、精神科専門医、社会福祉専門職各1名からなる合議体により行われ、審問手続には、患者本人のほか、代理人を務めるソリシター、担当医師、担当看護師、担当社会福祉士、書記官が出席し、病棟内の会議室等で開かれました。審問手続においては、(1)専門医審判員が前日に患者に対する予備審問を行っており、その結果が報告されること、(2)担当の医師、看護師及び社会福祉士が、それぞれの職域に関し、事前提出した報告書について口頭で要約・補足説明を行い、これに対して、合議体及びソリシターから質問がなされること、(3)審問手続終了時に、(約15～30分程度の合議を経て)決定及び理由の言い渡しが行われることなど、我が国の医療観察審判には見られない特徴について興味深く感じました。上記(2)の結果、患者が自らの意に沿わない報告内容に感情を高ぶらせ、審問手続を中座するなどの場面も見られましたが、あくまで患者本人の面前での手続遂行を徹底しようとしていることが印象深く感じられました。

4 司法統計調査

秘書課より依頼いただいた英国の司法統計データに関する調査を遂げて報告いたしました。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 梅 本 友 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成26年5月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月4日～同年5月3日） 平成26年4月4日～同年5月3日 レスター大学において研究 同年4月8日 レスター大学 [redacted] と面談 同月9, 11日 レスター治安判事裁判所(Magistrates' Court)訪問 同月30日 国際刑事裁判所(International Criminal Court [ICC])訪問 同日 同裁判所 [redacted] と面談		
キーワード欄		
・ レスター大学 [redacted] との面談		
・ 裁判傍聴		
・ 国際刑事裁判所見学プログラムへの参加		
・ 国際刑事裁判所 [redacted] との面談		
・ 司法制度調査の遂行		

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事補 梅 本 友 美

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

1 レスター大学における研究等

第2学期の授業が3月末をもって一通り終了したことから、4月8日、[redacted]に再度面談の機会をいただきました。私から、第2学期の講義等に関する感想や聴講の御礼を申し述べるとともに、[redacted]からは、私の問題意識に対してご助言をいただいたり、英国における近時の法律扶助(legal aid)削減政策について、国民の司法アクセスや公平な裁判を受ける権利の実質的保障の問題についてご意見を伺ったりと有意義なお話を拝聴することができました。

事務総局秘書課より、過日、英国の司法制度に関する調査依頼を賜り、私は、刑事・少年事件に関する調査を担当することになりました。調査事項は、私の研究テーマや今期受講した授業の内容にも関連しており、英国の刑事司法制度に対する自身の理解を深めるよい機会になると思います。

4月9日及び11日、レスター治安判事裁判所を訪問し、

のご紹介で、治安判事(lay justices)主宰の少年法廷(Youth Court)を傍聴する機会を得ました。少年事件の審理は、原則として非公開であり、治安判事3名(男性及び女性を含む)の合議体により、法曹資格を有する補佐官(Justices' clerk and legal advisers)の助言を得て行われます。法廷のレイアウトは、通常の刑事法廷と異なりませんが、少年は、ガラス板で仕切られた被告人席(dock)ではなく、弁護側当事者席に着席することが許され、名前(ファーストネーム)で呼称されるなど、少年に威圧感を与えないための配慮が見られました。また、成人の刑事裁判に比して、治安判事が弁護人を介さず少年に直接問いかける場面が多く見受けられました。

治安判事は、法曹資格を持たず、無給かつ有志の民間パートタイム判事ですが、治安裁判所における刑事裁判等のほか、各種令状・保釈事務も担当し、継続的に法律研修の受講が義務付けられるなど、相当重い責任と負担を伴います。今回、治安判事の方々と実際にお話しさせていただき、どの方も誇りを持って熱心に執務に取り組んでおられることを実感し、また、十数年、二十年も勤務される方がいらっしゃるなど、治安判事が名誉職として受容され、英国社会に深く根付いていることを感じました。

3 国際刑事裁判所(ICC)訪問

4月30日、オランダ王国ハーグ所在の国際刑事裁判所を訪問し、見学プログラムに参加しました(なお、欧州留学研究員を対象とした国際司法裁判所(ICJ)・国際刑事裁判所見学会が6月末に予定されていますが、私は帰国直前期のため参加を断念し、個別に上記プログラムに申し込みました。)

見学プログラムは3部構成となっており、まず、広報課職員から、一般的な施設の概要説明を受けた後、裁判部職員から、裁判所設立の経緯、管轄、裁判部の職務と権限等についてのご説明を受け、さらに、検察局職員から、検察局の職務と権限、係属中の事案等についてご説明を受けました。職員の方々は、見学者からの質問にも随時応じてくださり、強制力の欠如や地理的・言語的障壁等による

証拠収集の難しさ、立証構造や多言語通訳等による審理の長期化など、実務上の課題についても伺うことができました。また、同日は、残念ながら期日が入っていなかったため、審理を傍聴することはできませんでしたが、特別に傍聴席から法廷をご案内いただきました。傍聴席は一階と二階に分かれており、法廷との間は厚い防弾ガラスで仕切られていました。法廷は、正面に裁判官席及び法務官席が、傍聴席から見て左手に弁護士席及び被告人席が、右手に検察官席が設けられており、各机上にディスプレイやヘッドホン等の機器が設置されていました。審理では英語及びフランス語が使用されますが、法廷の両サイド二階が通訳人席になっており、同時通訳が行われるとのことでした。

見学プログラム終了後、同裁判所の [REDACTED] と面談させていただきました。[REDACTED] から、日本の同裁判所に対する資金援助の重要性や日本人職員数増強に対する期待、国際法廷で働く公務員に求められる資質・能力等についてお話を伺い、我が国の国際貢献の在り方について改めて考えさせられました。

4 今後の予定等

大学は、イースター休暇後、補講・試験期間になりますが、私は客員研究員で試験を受けられないことから、裁判傍聴や実務家との面談等を積極的に行いたいと思っています。また、欧州連合司法裁判所見学プログラムへの参加も予定しています。次回の書簡にて詳細を報告させていただきます。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 梅 本 友 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成26年6月6日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月4日～同年6月6日） 平成26年5月4日～同年6月6日 レスター大学において研究 同年5月6日～同月9日 レスター家庭裁判所(Family court)訪問 同月14日 欧州連合司法裁判所(Court of Justice of the European Union [CJEU])訪問		
キーワード欄		
・ 裁判傍聴		
・ 欧州連合司法裁判所見学プログラムへの参加		
・ 司法制度調査の遂行		
・ 帰国準備		

平成26年6月6日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（英国・レスター大学）

東京地方裁判所判事補

梅 本 友 美

報 告 書 簡 （第7回）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年5月4日から同年6月6日までのレスターでの研究及び生活状況等についてご報告いたします。

1 家庭裁判所(Family court)訪問

(1) 家事手続に関する法改正について

英国では、近時、家事事件に関し、裁判の機能を強化し、児童の福祉を十全に保障するため、司法制度の改編が行われました。

まず、家事事件は、従来、州裁判所(County Court)や治安判事裁判所(Magistrates' Court)の家事法廷(Family Proceedings Court)において取り扱われていたところ、平成26年4月22日、家庭裁判所が新設され、同裁判所において（高等裁判所(Family Division of High Court)の管轄に属する場合を除き）全ての家事事件を取り扱うことになりました(The Family Procedure (Amendment No. 2) Rules 2014, Crime and Courts Act 2013 s.17, sch.10,11)。家庭裁判所への統合により、受付窓口が一本化され、事件の性質・内容を勘案した適当な地位の裁判官への配てんが可能となり、裁判の効率化を図るとともに、国民の司法アクセスを高めることが期待されています。

次に、同日、Children and Families Act 2014（以下「CAF 2014」という。）が一部条項を除き施行されたことにより、家事手続の迅速・効率化を図るため、

児童の保護命令(Care Order)等申立事件の審理につき、原則 26 週間の期間制限が設けられ(CAF 2014, s.14 による修正後の Children Act 1989, s.32(1)(a))¹、また、児童の監護に関する手続において、専門家証拠は、公正な事案の解決に必要な場合にのみ許されることとなり(CAF 2014, s.13)、さらに、離婚につき、訴訟前に、調停による解決の適否を検討する会議(Mediation Information and Assessment Meetings)への出席が義務付けられるなど(CAF 2014, s.10)、家事手続が大きく変容しました。

(2) 裁判傍聴

5月6日から9日まで、レスター家庭裁判所を訪問し、[REDACTED]
[REDACTED]の下、児童の保護命令申立事件の進行協議、審理等を傍聴しました（なお、レスター家庭裁判所は、レスター州裁判所と同一建物内に設置され、法廷も共用されています。）。

保護命令は、地方行政機関の申立てにより、児童が現に重大な危害を被っているか、又は、被るおそれが認められる場合に、家庭から児童を引き離し、地方行政機関による強制的な保護措置を命じるものです。第1回口頭弁論期日は、進行協議期日(Case Management Hearing)であり、裁判官は、事前の当事者（代理人）間協議の結果及びその進行計画案を踏まえ、争点及びその立証に要する証拠を特定し、専門家証拠の要否を判断するなどして、原則として26週間以内に事件を処理できるよう、進行計画を策定します。私が傍聴した事案では、傷害が虐待に起因するものか否かが争点となり、地方行政機関が医師及び児童心理学者による鑑定を実施しようとしたものの、近時の法律扶助費削減により鑑定費用の支給額が減少した上、従前以上の早期処理を求められることなどから、協力医を確保できず、進行協議期日までに進行計画案の作成に至らなかったものがあり、新たな制度が定着するまでには実務上相当の困難が伴うことを

¹ 平成25年7月より試行的運用が行われていました。

感じました。[]は、当該事案において、鑑定の必要性は是認できるとしながら、当事者に対し、審理期限遵守の重要性を説いた上、更に医師らの説得を試みるとともに、協力が得られない場合には、代替の立証方法を検討し、早急に審理計画案を策定するよう促しました。傍聴後にお話を伺った際、[]は、この事案に触れて、我々は未だ旧態以前とした慣習と格闘しているが、今後は関係機関との相互理解を一層深め、協力を得ながら、新たな実績を重ねていく必要がある旨、改革の実現に向けた決意を熱心に語っておられ、非常に感銘を受けました。

2 欧州連合司法裁判所(CJEU)訪問

5月14日、欧州留学研究員有志6名とともに、ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市所在の欧州連合司法裁判所を訪問し、見学プログラムに参加しました。同プログラムの内容については、平成26年5月19日付け欧州司法裁判所訪問報告に詳しく記してありますが、裁判所施設を見学後、法務職員から事案説明を受けた上、先決裁定手続の弁論を傍聴したほか、法務官付き法務職員との質疑応答や、[]との面談の機会をいただくなど、英国の司法にも影響を及ぼしている欧州連合裁判所の機能やEU法の解釈・適用の実務を学ぶにあたり、大変有意義な経験となりました。また、傍聴した先決裁定手続は、国内刑事裁判手続の過程でEU法の解釈に関する問題が提起された事案であり、EU法の統一的適用、一貫性確保の要請と、被告人の公正な裁判を受ける権利や迅速な裁判の要請との衝突、調整の在り方、実務上の対応などについても考えさせられました。

3 司法制度調査の遂行

先月に続き、文献やウェブサイトを参照し、英国司法制度に関する資料の更新作業を行いました。

4 今後の予定等

今後の予定について、引き続き、文献資料や裁判傍聴を通じて、英国司法制度

の研究に取り組むとともに、帰国に向けて、お世話になった大学・裁判所関係者へのご挨拶や住民税(Council Tax)の清算手続、荷物の整理など必要な準備を進めていきたいと思います。

以上